

消費者ネット広島御中

西本ハウス第5回期日報告書

2019年9月10日

弁護士 吉田修一郎

1 事件の表示

事件番号 広島地方裁判所平成31年(ワ)第107号

事件名 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット

被告 株式会社西本ハウス

2 裁判期日(第5回)

令和元年9月4日午後4時30分から 広島地裁274号法廷

3 期日報告

(1) 出頭者(電話会議)

原告 山本弁護士、風呂橋弁護士、工藤弁護士、吉田

被告 山崎健介弁護士、宇田明日香弁護士

(2) 審理

ア 裁判所から提示された令和元年9月3日付和解案骨子について、当事者の意見を聴取。

原告側からは特に異論無し。

被告側からは、主に約款の廃棄条項(第3項)の存在について、第1項の使用禁止条項がある以上、これで十分なのではないかという疑問が呈されるも、裁判官から第3項は被告に何らかのペナルティを課す構造になっていないことに加え、同種事件において一般的に使用される条項であることが説明され、代理人としては納得したとの回答。

今後同和解案での和解成立に向け被告会社を説得すること。

イ 今後の進行について

原告より、前回期日で述べたとおり、被告が同和解案に同意次第、縦覧の手続きに伏す旨告げたところ、被告側代理人から、「原告が8月22日?26日?(22日と聞こえた)までに和解案を受諾するか否かを被告側に連絡すべきだったのにこれを怠った。今更縦覧に供するとはどういうことなのか」と苦情が申し入れられる。

当該苦情については、被告側が原告の内部手続きとして①広島の消費者ネットにおける了承手続き(8月22日の検討委員会及び26日の理事会)と②全国の組織に対しての縦覧手続きという2段階の了承を得る必要があることを了知していない(前回期日で説明済みではある)ことに基づくものと思われるが、いずれにしても双

方の認識にズレがあり、裁判官から改めてスケジュールを調整することで双方が合意した。

(3) 次回までの準備事項

被告が原告に対し、9月20日までに和解案を受諾するかどうかを連絡する。

原告は、被告から和解案受諾の連絡が入り次第、同和解案を縦覧の手続きに供する。

4 次回期日

令和元年10月15日午後3時00から

法廷 274号（電話会議）

以上